

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和元年7月2日(火)

白井市役所東庁舎3階会議室302

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市文化会館運営協議会委員の委嘱について

議案第2号 白井市立図書館協議会委員の委嘱について

議案第3号 白井市郷土資料館運営協議会委員の委嘱について

議案第4号 白井市プラネタリウム館運営協議会委員の委嘱について

議案第5号 白井市公民館における利用料金の承認について

議案第6号 白井市青少年女性センターにおける利用料金の承認について

議案第7号 白井市学習等供用施設における利用料金の承認について

議案第8号 平成31年度教育費補正予算(第3回)に係る意見聴取について

7. 報告事項

報告第1号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

8. 委員質疑

(1) いじめ対策について

(2) Q U調査の状況について

(3) 社会教育団体の認定見直しに伴う各種団体への対応について

9. その他

○出席委員等

教育長	井上 功
委員	小林 正継
委員	川嶋 之絵
委員	高倉 聡子
委員	齊藤 豊

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長

小泉 淳一

教育部参事	鈴木 直人
教育総務課長	板橋 章
生涯学習課長	石戸 啓夫
文化センター長	石田 昌弘
書 記	山本 麻奈美
書 記	檜原 拓真

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから令和元年第7回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。

議事日程は、お手元に配付の日程のとおりでございますけれども、本日、事務局より追加議案が提出されております。内容は、七次台中学校のトイレ改修工事に係る補正予算についての、意見聴取についてでございます。この議案を第8号に追加してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第8号に追加をいたします。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 会議録署名人の指名をいたします。

川嶋委員と高倉委員に署名をお願いします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 3番、前回会議録の承認。

前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員報告

○井上教育長 4、委員報告。

委員報告を行います。各委員からお願いします。

○川嶋委員 6月21日に、青い麦の子ふれあい事業、第三部のふれあい運動会へ行ってきました。毎年、楽しみにしている行事なのですが、三部会では児童・生徒が運動会を通して交流を深めながら日ごろの学習の成果を発表しています。私が今回、一番印象に残ったのは、係としての役割を果たす児童・生徒の生き生きとした表情と、達成感を全身で表現する姿でした。自分は社会の一員である、役に立っているということを実感することは、とても大切なことだと改めて感じました。一人一人の個性を生かし、まだ内面に秘めている才能を社会で存分に発揮できるような環境づくりをしていくのが課題だと考えます。特別な支援を必要とする子供と保護者のニーズに、白井市はうまく応えられているのかなということも真剣に考えていきたいと思っております。特別支援教育のさらなる充実を考える上でも、こういった機会は貴重だと改めて感じました。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○教育長報告

○井上教育長 それでは、次に教育長報告、私から教育長報告を行います。

まず、6月8日土曜日に、PTAバレー親睦大会の応援をしてみいました。お母さん方が一生懸命バレーをされており、熱戦が繰り広げられていました。

6月14日から議会が開会しております。4日間に分けて一般質問があり、教育関係についても答弁を行っています。

6月21日、川嶋委員と同じですけれども、青い麦の子ふれあい運動会の応援をいたしました。

6月23日日曜日、文化財講演会に参加いたしました。今回は馬に関連するお話で、佐倉の歴博の教授の方に来ていただいて講演を行ったのですけれども、もともとその方は、沼津、静岡でもお仕事をされていて、最終的には、馬を通して白井と沼津が結びつく。カワカミさんというそっち関係で白井では有名な方がいるのですけれども、ぴったり結びついて、歴史はすごいなど。私は文化財関係、苦手なほうなのですけれども、お話を聞いていて、とってもおもしろかったです。

続きまして、6月29日土曜日、白井市スポーツレクリエーション祭が第一小学校で行われました。あいにくの雨で、体育館の中でボッチャと、フロアカーリング、室内でやれるカーリングですけれども、あれは私初めて見ましたけれども、二つの競技を楽しんでいらっしかったです。

同じく午後には、文化団体協議会の主催事業で「白井の若い文化を担う世代が集まれ」という題目で、これも新たな試みだったのですけれども、白井の文化関係、作文とか読書感想文で入選した子供たち、または、そろばんで全国で入賞した中学生、あとは音楽とか、演劇、スピーチというような若い世代、20代までですね。主に10代だだと思いますけれども、そういう方々を集めて紹介するということと、そういう方々にステージのチャンスを与えるという意味の事業で、雨だったということ、あとはピアノ発表会と重なっていて、観客は若干少なかったのですけれども、ただ試みとしては、大変いい事業だったなと思っています。

最後に6月30日には、白井駅前センターで行われていた生け花、フラワーアレンジメント展の鑑賞をさせていただきました。以上になります。

委員報告、教育長報告について、ご質問がありましたらお願いします。

○小林委員 先ほど教育長が報告しました文団協の行事ですけれども、私も見たのですけれども、ああいう活動がもう少し白井の人々が集まって応援できていったらいいかなと思うので、PRも一生懸命したと思うのですけれども、さらに、あそこを満席にするくらい感じになったら、これからの若い人たちを応援するという意味で、いいことだと思いますので、ぜひ、ああいう活動は続けるべきだと思います。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。そうですね。来た方々は、みんなもう感動していましたから。第1回ということもあったのですけれども、今後、広く周知に努めていきたいと思っています。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 それでは、続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第1号の「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」、これは白井市情報公開条例第9条第1項第1号の個人に関する案件であるため、非公開がよいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第1号につきましては、非公開として最後に回したいと思います。

これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

本日の議事進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、齊藤委員を指名したいと思います。

それでは、議決事項、報告事項、8の委員質疑に係る議事の進行について、よろしくお願いたします。

○齊藤委員 ただいま、教育長よりご指名されました齊藤でございます。

これより、6、議決事項、7、報告事項、8、委員質疑に係る議事の進行を行いますので、ご協力をお願いいたします。

議案第1号 「白井市文化会館運営協議会委員の委嘱について」

○齊藤委員 6の議決事項について、お願いをいたします。

議案第1号 「白井市文化会館運営協議会委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

○石田文化センター長 白井市教育委員会は、白井市文化会館の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定により、白井市文化会館運営協議会委員を別紙のとおり委嘱するものです。

提案理由ですが、本案は、白井市文化会館運営協議会委員の任期満了に伴い、新たに委嘱するものです。

裏面をごらんください。

白井市文化会館運営協議会委員名簿になります。

任期は、令和元年7月2日から令和4年6月30日までとなります。

委員構成ですが、学識経験を有する者4名、音楽団体または芸術団体の代表者3名、教育機関の職員1名、市民公募による委員が2名ということで、今回、再任、新任合わせて10名の委員になります。よろしくお願いたします。

○齊藤委員 ありがとうございます。

議案第1号につきまして、ご質問等がありましたらお願いをいたします。

○川嶋委員 基本的なところで申しわけありません。学識経験を有する者の選任方法を知りたいということと、あと、おおよその年齢を知りたいです。

○石田文化センター長 学識経験を有する者の選考ですが、こちらの所属等を見ていただいて、元バンドフェスティバル実行委員長であったり、または旅行会社企画営業職、音楽講師、芸能事務所とありますが、こちらは俳優の方で、白井市にお住まいで映画等にも出演されている方ということで、い

ろいろなジャンルの方を学識に置くことで、いろいろな意見がいただけるのじゃないかということでの選任にしています。

年齢につきましては、今、手元に資料がないので、後日、報告でよろしいでしょうか。

○川嶋委員 わかりました。

あと、もう一点なのですけれども、これは自分が期待することなのですけれども、最近は赤ちゃん連れでクラシックを聞けるものであったりとか、そういったものも取り入れているようなのですけれども、何で先ほど年齢を伺ったのかというと、私たちのような保護者の世代が、子供を連れていきたいなと思える催しものが少ないかなと、ごめんなさい、これは個人的な意見なのですけれども、というふうに感じます。

ですから、そういう若い世代の方の要望、子供たちがどんなものを見聞きたいのか、それを地元白井でということにも着目、ご配慮していただけるとありがたいなと思ったので、こういう委員構成をするときの年齢のバランスというのをとても気にします。確かに、予算とかもあることとは思うのですけれども、今子供たちに必要な情操教育につながるという視点で公演をしてくれることを私は希望いたします。子供だけじゃなくて、若年層にも足を運んでもらえるような興味のあるようなものというのが希望です。

そういった意味では、ふるさと大使ライブなんかは、割と若年の人も足を運んでいて芸能人の方がいるというのがあると思うのですけれども、そういう形で興味を引くようなものが取り入れられているので、すごくいいことだなというふうに感じています。要望でした。以上です。

○齊藤委員 ありがとうございます。

ほかにご質問等ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 ないようですので、議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

議案第2号 「白井市立図書館協議会委員の委嘱について」

○齊藤委員 続きまして、議案第2号 「白井市立図書館協議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

○石田文化センター長 白井市教育委員会は、白井市立図書館設置条例第3条の規定により白井市立図書館協議会委員を別紙のとおり委嘱したいので提案するものです。

提案理由です。本案は、委員の任期が令和元年6月30日で満了になったため、中野美里氏ほか2名を再任及び遠藤基治氏ほか5名を新たに委嘱したいので提案するものです。

裏面をごらんください。

白井市立図書館協議会委員名簿になります。

委員構成ですが、学校教育及び社会教育の関係者2名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験のある者1名、市民公募2名となっております。以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

議案第2号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 ご質問等がないようですので、議案第2号についてお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 それでは、議案2号は原案のとおり決定いたします。

議案第3号 「白井市郷土資料館運営協議会委員の委嘱について」

○齊藤委員 続きまして、議案第3号 「白井市郷土資料館運営協議会委員の委嘱について」 ご説明をお願いいたします。

○石田文化センター長 白井市教育委員会は、白井市郷土資料館設置管理条例第7条の規定により白井市郷土資料館運営協議会委員を別紙のとおり委嘱したいので提案するものです。

提案理由。本案は、委員の任期が令和元年6月30日で満了になったため、古里節夫氏ほか5名を再任及び鈴木圭一氏ほか1名を新たに委嘱したいので提案するものです。

裏面をごらんください。

白井市郷土資料館運営協議会委員。

委員構成ですが、学識経験を有する者3名、白井市文化財審議会の委員1名、文化団体の代表者2名、教育機関の職員1名、市民公募1名になります。以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

議案第3号について、ご質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 ご質問がないようですので、議案第3号についてお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

議案第4号 「白井市プラネタリウム館運営協議会委員の委嘱について」

○齊藤委員 続きまして、議案第4号 「白井市プラネタリウム館運営協議会委員の委嘱について」 ご説明をお願いいたします。

○石田文化センター長 白井市教育委員会は、白井市プラネタリウム館設置管理条例第7条の規定により白井市プラネタリウム館運営協議会委員を別紙のとおり委嘱したいので提案するものです。

提案理由。本案は、委員の任期が令和元年6月30日で満了になったため、多賀治恵氏ほか3名を再任及び上田航平氏ほか1名を新たに委嘱したいので提案するものです。

裏面をごらんください。

白井市プラネタリウム館運営協議会委員。

委員構成ですが、学識経験を有する者2名、教育機関または保育所の職員3名、市民公募1名となっております。以上です。

○齊藤委員 ありがとうございます。

議案第4号について、ご質問等がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 質問がないようですので、議案第4号についてお諮りいたします。

議案4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 それでは、議案第4号は原案のとおり決定をいたします。

議案第5号 「白井市公民館における利用料金の承認について」

○齊藤委員 続きまして、議案第5号 「白井市公民館における利用料金の承認について」説明をお願いいたします。

○石戸生涯学習課長 白井市公民館における利用料金の承認について、ご説明いたします。

白井市公民館の設置及び管理等に関する条例第17条第3項の規定により白井市公民館における利用料金について承認を求める。

本案は、白井市公民館の利用料金について指定管理者から申請があったので承認を求めるものです。裏面をごらんください。

ここで言います白井市公民館は、西白井公民館、白井駅前公民館、桜台公民館の三つの公民館のことで、この3館は指定管理を行っており、施設利用料金については、白井市公民館の設置及び管理等の関する条例第17条第3項のとおり、利用料金は別表に定める範囲内において、教育委員会の承認を受けて、指定管理者が定めるものとされております。

市は、今年10月1日から実施される消費税の税率の引き上げに伴い、公共施設の使用料、利用料の一部を増額改定することを7月1日号の「広報しろい」ほかで発表しましたが、社会教育施設にかかわる部分につきましては、平成30年12月の教育委員会議で、消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定議案に係る意見聴取ということで議案に上げ、ご審議、承認をいただいているところです。

資料1の白井市公民館利用料金内容という表で、金額の部分の左のほうの列に「条例」と示す金額が改定別表の金額内容となります。従前の料金に比べ、10円から20円ほどの値上げとなったものですが、この新たな条例金額を上限としまして、その範囲内で指定管理者が利用料金を定められるという規定に基づき、今回、指定管理者のほうから新たな条例金額と同額設定で利用料金を定めたいという申請があって、その承認を求めるものです。

実施時期、期間につきましては、資料2にある実施時期のとおり、開始はいずれの公民館も令和元年10月1日からとなりますが、終期につきましては、西白井と桜台公民館が、令和6年3月31日まで、白井駅前公民館は令和2年3月31日までです。終期の違いは、指定管理の残りの契約期間の違いによるものです。

○齊藤委員 ありがとうございます。

議案第5号について、ご質問がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 ご質問がないようですので、議案第5号についてお諮りをいたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 それでは、議案第5号は原案のとおり決定をいたします。

議案第6号 「白井市青少年女性センターにおける利用料金の承認について」

○齊藤委員 続きまして、議案第6号 「白井市青少年女性センターにおける利用料金の承認について」説明をお願いいたします。

○石戸生涯学習課長 議案第6号 「白井市青少年女性センターにおける利用料金の承認について」ご説明いたします。

白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、白井市青少年女性センターにおける利用料金について承認を求める。

本案は、白井市青少年女性センターの利用料金について指定管理者から申請があったので承認を求めるものです。

裏面をごらんください。

白井市青少年女性センターは、指定管理を行っている公民館類似施設で、施設の利用料金は、さきの議案第5号でご承認いただいた公民館同様、白井市青少年女性センターの設置及び管理等に関する条例で、条例の定める金額範囲内において、教育委員会の承認を受け、指定管理者が定められるものとなっています。

これも消費税の税率の引き上げに伴う条例金額改定によって、資料1の白井市青少年女性センター利用料金内容の表の右列で示されるとおり、指定管理者から利用料金を定めたいという申請があり、その承認を求めるものです。

実施時期につきましては、資料2のとおり、開始は令和元年10月1日からで、終期は令和3年3月31日までとなります。以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

議案第6号について、ご質問等がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 質問がないようですので、議案第6号についてお諮りをいたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 それでは、議案第6号は原案のとおり決定をいたします。

議案第7号 「白井市学習等供用施設における利用料金の承認について」

○齊藤委員 続きまして、議案第7号 「白井市学習等供用施設における利用料金の承認について」説明をお願いいたします。

○石戸生涯学習課長 議案第7号 「白井市学習等供用施設における利用料金の承認について」ご説明いたします。

白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、白井市学習等供用施設における利用料金について承認を求める。

本案は、白井市学習等供用施設の利用料金について指定管理者から申請があったので承認を求める

ものです。

裏面をごらんください。

白井市学習等供用施設、通称富士センターでございます。こちらも指定管理を行っている公民館類似施設で、施設の利用料金につきましては、さきの議案第5号、第6号と同様に、条例の定める金額の範囲内において、教育委員会の承認を受け、指定管理者が定められるものとなっています。

これも消費税の税率の引き上げに伴う理由によるもので、資料1の白井市学習等供用施設利用料金の内容のとおり、金額項目の右列にあるとおり、条例金額と同額設定で指定管理者から料金を定めたいと申請があり、その承認を求めるものです。

実施時期は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までとなります。以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

議案第7号について、ご質問等がありましたらお願いをいたします。

○小林委員 今までのそれぞれの施設、全て同じ形になっているので、確認ですけれども、消費税の値上げに伴って、条例で定める基準の目いっぱいまで引き上げると、そういうことですね。

○石戸生涯学習課長 条例の金額は上限金額となりますので、その範囲内で指定管理者が金額を定められることになっておりまして、実は消費税率が引き上げる以前のときも、これまでは条例金額と同額設定で指定管理者が利用料金の設定を行ってきております。以上でございます。

○小林委員 恐らく、指定管理者が条例より安くしようと思えば安くできるけれども、条例と目いっぱいの金額でないとやっていけないということだと思うのですね。それで、これで社会教育団体の認定を受けたものは、半額ということになるわけですね。

○石戸生涯学習課長 そのとおりでございます。

○齊藤委員 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 ご質問がないようですので、議案第7号についてお諮りをいたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 それでは、議案第7号は原案のとおり決定をいたします。

議案第8号 「平成31年度教育費補正予算(第3回)に係る意見聴取について」

○齊藤委員 次に、追加議案に入ります。議案第8号 「平成31年度教育費補正予算(第3回)に係る意見聴取について」ご説明をお願いいたします。

○板橋教育総務課長 議案第8号 「平成31年度教育費補正予算(第3回)に係る意見聴取について」地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案について、原案に同意する。

提案理由としましては、本案は、令和元年第2回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものです。

裏面をごらんください。

補正内容です。担当課は教育総務課になります。科目は一般会計9款3項3目中学校建設費、事業名称は中学校施設改修等に要する経費です。当初予算は9,820万3,000円、補正額は1,2

76万2,000円、補正後は1億1,096万5,000円です。

補正の主な内容です。15節工事請負費、七次台中学校トイレ改修工事の入札不調に伴い、工期の見直しが必要となったことから、必要な経費を補正するものです。入札は、これまで2回実施しておりますけれども、いずれも不調となっております。そのため、工期を少し遅らせざるを得なくなり、着工を7月から8月へ延期し、夏休みに行いたかった工事ができなくなったところもありますので、期間を3カ月から5.5カ月に延長するものです。この延長に伴い、例えば仮設工事費などが増額になりましたので、総額を増額するものです。説明は以上です。よろしくお願いします。

○齊藤委員 ありがとうございます。

議案第8号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○井上教育長 私は提案者なので、内容は大体わかっているのですが、教育委員さんに、2回入札が不調になってしまっているという要因、考えられる要因と、今後、また不調になってしまうかなという心配はあるのですが、その辺の見通しを教えていただければと思います。

○板橋教育総務課長 今、2回入札を行ったと言いました。1回目は一般競争入札を行いました。これは対象が57社でございます。一定以上の技術能力があるところを対象としております。これについては応札がありませんでした。なぜ応札がなかったかについては、実は私たちは知る由がないのです。

2回目が、今度は指名競争入札を行いました。指名競争入札は期間を短縮してできることから、どうしても夏休み前に工事を着工したいということで指名競争入札を行いました。これは24社を指名しました。実は1社も応札がありませんでした。その中で辞退理由は私たち確認できるのですが、対応できる技術者がいないということでした。

また、会社事由ということで、多分恐らく仕事の手いっぱいなのかなというところがございます、また、なぜそうなのかなという、これは想像というか推察ですけれども、トイレ工事ですと、建築一式という工事で、建築もありますし、機械もありますし、あとトイレの管工事というんですか、配管工事、配管工事はエアコン工事と業種が重複をしているところがありまして、学校のエアコンについては、白井市は幸い終わったのですが、他団体は大急ぎでやっていますので、県のほうから管工事の業界団体に対して、市町村が困っているのを適切に受託してくれという通知が来ているということを私たちは聞いております。恐らく、管工事の部分がかぶっているのかなと、これはあくまでも推察でございます。

入札がなかったということで、3回目、今入札をかけているところなのですが、今までの業者を全て外しまして、ほかの業者、これは件数とかは、入札案件なので言えないのですが、複数社を再度指名競争入札にかけ、もちろん、ある程度の技術者がいて、ある程度の施工能力があるところを指名している状態です。今回落ちるかどうかというのは、これは入札ですので、私たち開いてみなければわかりません。

それとあと、ここがもし落ちなかったらというご質問であったかと思いますが、これは国の交付金をもらってやっていますので、交付金を今年度に使わないと、来年また取り直しということが想定されます。これも県に確認したのですが、もう少し頑張ってくださいという回答で、今後どうするかということは具体的には指示がありませんでした。恐らく、もう一回、交付金を申請することになると思います。

ですから、私たちは、できれば今年度中に行いたいと考えております。もし、ここでだめだった場合は、また辞退理由が出てきますので、なぜだめなのかということの研究し、増額が必要なのか、それとも工事屋さんの関係なのかというところを見極めながら、再度チャレンジしたいと考えております。以上です。

○齊藤委員 ありがとうございます。

議案第8号について、ほかにご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 質問がないようですので、議案第8号についてお諮りをいたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 それでは、議案第8号は原案のとおり決定をいたします。

○委員質疑

○齊藤委員 次に、報告事項についてですが、非公開案件のため、先に8、委員質疑に入りたいと思います。

初めに、教育委員から趣旨説明をお願いいたします。

(1)の「いじめ対策について」高倉委員から説明をお願いします。

○高倉委員 昨年、白井市でいじめ対策調査会ということで新たな協議会が設置されて、委員の選任をいたしました。昨年11月に既に第1回が開催されていると聞いておりました、その協議会を我々教育委員も十分に知っておく必要があると思ひまして、今回質問いたしました。

まず、いじめ対策調査会の活動内容と、それから具体的に、いわゆる重大事態が発生した場合の対応の流れというのをご説明いただきたいと思ひます。

また、資料でいただきましたけれども、同じ認識でということで、このいじめ対策調査会が把握している内容を教育委員会でも把握したいということで、今回資料の提供もお願いした次第です。以上、よろしくをお願いします。

○齊藤委員 ありがとうございます。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○鈴木教育部参事 よろしく申し上げます。

本日、お配りしたのは、いじめ対策調査会の抜粋資料になります。

まず、報告1、本協議会についてと書いてあるものでございます。そちら昨年11月に行った調査内容ですが、まず平成25年に起きました滋賀県大津市の自殺事案について報道があり、そこからスタートしております。平成25年の6月に国で、いじめ防止対策推進法が成立いたしました、それを受けまして文部科学省で、いじめ防止等のための基本的な方針がございました。その後、一昨年度、平成29年3月14日に、いじめ防止等のための基本的な方針の最終改訂がございました。それを受けまして、千葉県で、同じく一昨年度11月15日に改訂が行われました。本市でも、平成26年5月23日から、いじめ防止の基本方針を始めまして、県の改訂を受け、昨年5月1日に、白井市いじめ防止基本方針の改定をいたしました。まず、これが国、県、白井市のいじめに関しての流れになります。

続きまして、白井市いじめ対策調査会の設置ということについて、お話をさせていただきます。

まず、いじめ防止等に関する調査審議、当事者間の関係の調整、重大事態の調査審議ということで行なう調査会を設置しております。白井市では、いじめ防止等のために実施する施策といたしまして策定しております、いじめ対策調査会の役割としまして、その（２）のところに書いてあります。（１）いじめ防止等に関する事項についての調査審議、（２）いじめに関する当事者間の関係を調整する、（３）重大事態が発生した場合における事実関係等についての調査審議という三つの役割を持っております。

続きまして、裏面になりますが、平成２９年度の白井市のいじめの状況について、資料を載せさせていただきました。また、ほかの資料としまして、学校いじめ防止基本方針に関して、いじめ対策、それから情報共有に関して、早期発見に関してなど、いじめに関する全国的な現状や課題に対して、白井市での状況を載せさせていただきましたので、こちらについてはごらんいただくようお願いいたします。

今年度のまた調査会につきまして、９月の中旬を予定しております。また、先ほどお話しいただきました状況についてということなのですが、その際の状況報告資料については報告できると思います。まずはそこまでで、私からは上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

ご質問がありましたら、お願いします。

○高倉委員 丁寧に資料ありがとうございました。いただいた資料の３ページ目以降に、現状と課題が幾つか載っているのですが、これは継続的に対策協議会で検討していく内容だという認識でよろしいでしょうか。

○鈴木教育部参事 こちらにつきましては、現在、継続して取り組んでいる内容になります。以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

ほかにご質問等はございますか。

○高倉委員 追加で。早期発見の先ほどもお話があったのですが、いただいた資料４ページ目のところで、早期発見に関して①②とありまして、ＳＣってスクールカウンセラーさんということ。

○鈴木教育部参事 はい。

○高倉委員 スクールカウンセラーによる早期発見に関して、②のところなのですが、この課題が、相談が少ないというところで、これは、それに対する下のところで、スクールカウンセラーによる全員面談、スクールカウンセラーの給食訪問とあるので、これは積極的にスクールカウンセラーに申し込みが少ないので、むしろスクールカウンセラーが機会をつくっているということではないのでしょうか。

○鈴木教育部参事 本市の場合、スクールカウンセラーさん、学校によっても、使用の状況、相談の状況というのは学校によって異なります。ですので、そのスクールカウンセラーによる全員面談につきまして、早期発見という視点で、それはもちろん情報収集の一つということで、ただ全校で行っているということではない状況です。スクールカウンセラーは現在、小学校に３校、白井第一小学校、清水口小学校、大山口小学校に月に２日、中学校全５校に週１日配置しております。中学校につきましては、３校は１年生に全員面談を実施しておりますが、相談件数が多い学校については、実施が今

できていないという状況であります。以上であります。

○齊藤委員 ありがとうございます。

ほかに質問ありますか。

○高倉委員 関連して。スクールカウンセラー、小学校の配置が3校ということだったのですが、巡回して、ほかの小学校にも行ってらっしゃるのでしょうか。

○鈴木教育部参事 その必要がある場合に、必要性に応じてということで、行くことはできる状況です。以上です。

○齊藤委員 ほかにございますでしょうか。

○小林委員 意見ではなくて感想なのですが、マスコミで時々出てきてしまう、あれを見ますと、なかったと断定したのが、実際はあるという方向に戻されていくというか、そういうのを見ますと、白井の場合には、今のところ、聞いていないので、うまく対処しているのかなと思いますので、ぜひ今のやり方でさらに問題になることがないように続けていってほしいなと思います。以上です。

○齊藤委員 ありがとうございます。

ほかにご質問ございませんでしょうか。

いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 質問がないようですので、次に行きたいと思います。

続きまして、(2) Q U調査の状況について、高倉委員からご説明をお願いいたします。

○高倉委員 こちらも(1)のいじめ対策に関連するところではあります。もちろんQ-Uは、いじめ対策のみではなくて、いわゆる学級経営、それから学校経営に非常に役に立つという話を前々から伺っておりまして、予算もとっておりますし、あちこちで耳にはするのですが、不勉強ながらQ-Uそのものの中身を教えていただきたいと思って、今回提案いたしました。

どういったテストなのかということと、その結果を学校、学級経営にどのように生かしていらっしゃるかを教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○鈴木教育部参事 Q-Uについて、説明をさせていただきます。

本日、資料A4のこちら、最初にQ-Uと書いてあるものと、もう一つ、結果のまとめというA3判のこちらを用意させていただきました。

Q-Uという言葉は、ちょっとしゃれが入っているのですが、学級の友と、級友という意味で入れている、クエスチョネイチャー・ユーティリティーズという調査、アンケートになります。これは児童・生徒の心理的な側面を質問紙法を用いて調査し、その結果から児童・生徒の理解を深めるものです。早稲田の河村先生によってつくられたもので、現在、たくさんの参考資料等も出ております。

実際に、このQ-Uがいい点は、質問する数がそんなに多くなく、それでいて信頼性が非常に高いというところがあります。Q-Uの基本的な理解として、そちらに書いてあります学級満足度調査というものがあります。学級集団が児童・生徒にとって居心地のよい集団になれば、学級集団への適応感が高まるだけでなく、諸々の活動に主体的に取り組む意欲につながります。児童・生徒が所属する学級集団を居心地がよいと感じられるように、感じているかどうかということを確認していく調査で

あります。

実際に調査用紙をやった後に出てくるのが、A3のこちらの紙を見ていただきますと、正方形の中に、右上が学級生活満足群、右下に非承認群、左下に学級生活不満足群、そのさらに斜め左下に要支援群、左上に侵害行為認知群とあります。

アンケートをとった後に、子供たち一人一人がここに位置して、いろいろなところに位置づけられていきます。そのAの学級生活満足群に入っているという子供たちは、承認得点が非常に高く、被害得点が低い生徒。学級に自分の居場所を持ち、学級生活を意欲的に送っていると考えられる児童・生徒になります。ただ、それは表面的な部分で、もしかしたらこの中にも、自分の言うことが学級の中で全部通ってしまうというタイプのお子さんが含まれることもあります。ですので、単純にここにいるからオーケーということではなくて、その奥までちゃんと教育相談等をしながら、学級を見ながら探していかなければならないというところがあります。

そして、この右下になります非承認群ですが、細かいことは、こちら資料に載せてありますが、不適応感、いじめ、侵害行為を受けている可能性は低いが、学級内で認められることが少なく、自主的に活動する気持ちが弱い。自信を失っているタイプの子供たちが、この右下に多くいると思われれます。

そして、左上に侵害行為認知群ですが、こちらは人間関係等でトラブルを生じてしまったり、あとは物事に過敏な反応を示す児童・生徒の可能性があるとこの子供たちです。

左下のDにいるのが学級生活不満足群ということで、自信も失い、意欲ということについても失っている。学級集団への適応感、自己肯定感というのが低い、不登校になる可能性もあると考えられる。中でも要支援群の児童・生徒には早急な対応が必要だと考えられております。

こういった学級のマップをつくって、各学級担任は、決してこれを1人で診断するわけではなく、それを研修という形で行わせていただいております。

資料A4の3ページ目になります。

市内小学校での夏季研修の様子ということで書かせていただきました。Q-Uの具体的な活用として、こちらに3点を書かせていただきました。

実施後、業者に提出前にそのアンケート自体を担当が全て確認をし、教育相談を行います。中には間違っつけてしまう場合もあります。それから、困っていることでマイナスにつけている子もいます。ここってどういうことと先に聞いてあげることで即座の対応ができます。ですので、困っていること、悩んでいることにすぐ対応するということが教育相談を実施します。

2番目に、職員研修と各学級の状況把握、今後の対応ということで行います。夏季休業中に職員研修を行います。写真に載せたのは、6月に実施した学級満足度調査をもとに、各学級の様子を把握し、9月以降に子供たちにやる気や満足度を高めるにはどうしたらよいかということのを学校で、研修で話し合っている場面です。小さい学校ですと1学級ずつ全部やっていくことができます。大きい学校ですと、学年ごとでそれをやっていて、そうすると各学級、子供たちの様子というのがじっくり把握できますので、さまざまな先生方のアドバイスをいただきながらということで、9月以降、よりよい学級にしていくということが出来ます。

3番目に、管理職の学級実態把握及び後期の学級経営への活用ということで、管理職は全学級のQ-Uを確認し、各学級の状況を把握し、担任への指導にも生かします。各担任は、そのQ-Uをもとに、学級経営案の後期目標や方策を立てるということにも活用しています。

このような形で、Q-Uはさまざまな方法で活用しながら、子供たちのために、一人一人の子供たち、そしてよりよい学級をつくるためにということで、この満足度調査というのをやっております。

もう一つ、意欲を調べる尺度のものもありますが、それは先ほどお示しした2ページ目の資料に、中学校ですと、友人、学習、学級、教師、進路という五つの項目で、小学校は、友人、学習、学級という三つの領域でアンケートをしていきます。それも個別のものです。個別の学校生活に対して、どういった意欲を持っているかということをチェックする調査になっております。それも今、お話ししたような学校生活満足度調査同様に活用していくということで、今年度は、対象は小学校3年生から中学校3年生まで、年に1回ということで、6月から7月にかけて各学校で実施をしているという状況でございます。以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

ご質問等ありましたら、お願いいたします。

○高倉委員 資料どうもありがとうございました。Q-Uの資料、最後の1ページ目が子供たちに実際に配るアンケートだと思うのですが、この中で学級満足度尺度と学校生活意欲尺度も含まれて、これ一つのテストという理解でよろしいですか。

○鈴木教育部参事 Aが、やる気のあるクラスをつくるためのアンケートということで、こちらが学校生活意欲になります。Bが、いごちのよいクラスにするためのアンケートということで、これが学級満足度調査となります。以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○川嶋委員 こういったQ-Uであったり、教育相談であったり、実際子供も受けています。こういうものを実施したり、数字として残すということは、すごく大切なことだろうと思います。

ただ、こういった質問に対して、子供が率直に本心で答えるという前提ですよね。ですから、現代の子供たちというのは、一昔前の頑張れとか、泣くなとか、強くなれみたいな育て方ではなく、優しく思いやりのあるといいますか、そういうお子さんたちが、今の現代の子供の傾向だと私は考えています。

そうすると、私は、自分が正直に思っていることをストレートに書ける子ばかりではないような気がしているので、この調査によってだけではなく、クラスの空気感というものを教員が敏感に感じて教育に当たってもらいたいなど、私はそっちの方向を希望するので、これは要望というか、お願いしますということなのですが、数字によることだけでなく判断をしていただきたい。子供の本音というのを探るには、これは学校だけの問題じゃなくて、家庭も大きく絡んでくることだと思います。たった年に2回とかそれぐらいの二者面談、親と教員の面談だけでは、たかが10分とかで子供の深いところまで見てやることができづらいと思うので、そういうことをお願いいたします。

○鈴木教育部参事 ありがとうございます。こちらQ-U等については、数字では出てきますが、今、委員さんからあったように、内面の部分というものは出てこない場合もあります。学校では、学級担任が普段の学校生活の中で、その子がどういうふうにご経過しているか、行動観察が非常に大事になると思います。その行動観察と、おやっというときに学校が組織として動く、そして保護者と連携していくということが大事かと思えます。委員会でも、私たちとしても、学校にそれをきちんとまた伝えて、子供たちが楽しく学校生活を送れるように努力していきたいと思えます。ありがとうございます。

た。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

ほかにご質問ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 それでは、ないようですので、次に行きたいと思います。

続きまして、(3)社会教育団体の認定見直しに伴う各種団体への対応について、小林委員から説明をお願いいたします。

○小林委員 以前にも生涯学習の社会教育団体について質問して、一応説明を受けたのですが、もう一度確認のために質問させていただきます。

まず、行財政改革、それから消費税が上がるというようなことで値上げということが、料金改定としてあったと思います。それとちょうど相まって社会教育認定団体の見直しというか、そういうことがあったと思うのですが、その説明に対して、例えば説明したときにどんな意見があったとか、どんな説明の仕方をしたとか、もう一度お聞かせください。お願いします。

○石戸生涯学習課長 社会教育関係団体の見直しにつきましては、市の減免制度の見直しにも従っていくという方針で進めた経緯がありまして、市の減免制度に係る条例改正が昨年12月議会で成立したのを受けまして、それにかかわる教育関係条例の規則の改正とか、基準の整備とかとあわせて、社会教育関係団体の認定の見直し規定についても、たしか、今年の1月の教育委員会議に上程し、審議、承認いただきました。

新しい社会教育関係団体の認定制度に係る説明をその後3月に開催することにいたしまして、2月から、これまで社会教育関係団体に認定してきた団体を初めに、通知を始め、そのほかにもいろいろな団体がございますので、3月1日号の広報やホームページで周知し、3月下旬に3回ほどの説明会を開催いたしました。周知期間としては、それほどとれなかったところではありますが、旧来の規定、基準による最後の認定団体、つまり30年度に社会教育関係団体認定を受けた団体は101団体に対して、今度の新たな認定制度の周知に係る説明会に参加いただいた団体は110団体ほどでございました。

3回、説明会を行いましたけれども、その説明会では、社会教育活動ということがどんなことかということを含めて、見直された内容をご理解いただけるように「社会教育関係団体申請のしおり」というものもつくりまして、配布しながら説明を行っております。

説明会では、まず冒頭に、社会教育関係団体の認定制度と減免制度はイコールではありませんよ、別ものと切り離してお考えくださいと、まずお願いし、それから新たな制度では、市民に学習機会を広げる社会教育、つまり学びの提供を重視し、それを皆さんが中心に行っていきたいかどうかを問いますということで、減免を受けるために利用してもらう制度ではないということを説明させていただいております。

当日、団体のほうからは、今の活動では学びの提供という社会教育活動には当てはまらないということがわかるので、どういう方向で活動を変えていったらよいか、あるいは今行っている活動は、福祉活動が中心だけれども、これは社会教育に当てはまるのか、当てはまらないのかという質問とか相談がございました。中には、これまでの活動のまま認定してほしいという、そういう要望をする団体

もございました。

大事なこととして、説明を聞きに来た代表者の方だけでなく、団体の中でもきちんと情報共有をしていただくことをお願いしました。非常に多くの団体が集まりました。1回目はたしか60団体ぐらい集まったと思います。

そういうことで、個々それぞれの相談を受けることは難しかったので、説明会で聞けなかったことや十分理解できなかったこと、相談事があれば、直接、生涯学習課の窓口のほうに来ていただければ、いつでも説明させていただきますということをあわせてお伝えさせていただいております。

その上で、4月1日から4月25日に申請を受けました。その間に、申請書の提出前に相談に来た団体が15団体から20団体ほどありました。その結果として、計101団体のほうから申請が上がりまして、それに関して審査をいたしまして、5月末に最終的に35団体を認定いたしました。

認定できなかった団体につきましても、どの項目が足りなくて認定できなかったかわかるように結果を通知させていただいております。その後、認定されなかった団体の中で20団体ぐらい、また説明を求めに来ました。その多くは大体、社会教育認定団体に認定されるためには、次年度までにどんな活動をしていけばいいのだろうと、そういった相談事でした。不認定が納得できないという団体も二、三ございました。

今回、認定できなかった理由が多かったのは、事業計画が自分たちの発表ばかりで、直接的な学びの提供の計画が乏しかったり、資格制限、入会資格だとかそういう資格を設けていて、広く一般市民の参加を受け付けられない状況にあったり、それから予算計画というか、組織としてしっかりしていなくてはいけなくてすけれども、不透明であったり、そういったことで認定できなかったところが多くありました。

今回、周知期間のほうが多かったのも、今度から社会教育活動の実績を重視して要件とするというのに、周知期間が短くて実績をつくる時間もなかったんじゃないかと言われたこともありました。この制度は社会教育活動を行っている団体を認定してきた制度で、日ごろから社会教育活動をしていれば問題なく認定されるはず。実績がないという団体を救うことや減免団体をふやすことが目的の制度ではないので、減免についても説明させていただきまして、施設の利用料金というのは、施設維持費を考えまして、利用者が負担すべき金額を算出して負担いただいている。減免は単なる割引ではなく、その減免分はほかの市民の税金で補填されることになる。だから、支援する団体やその活動に関しましては、それだけの公益性が必要であるということを説明すると、ほとんどの団体はわかっていただけました。

ただ、この社会教育関係団体について、今までいろいろな団体をはっきりしないまま認定してきたことの弊害として、それがわかりにくくなっているということもあるので、よく説明したり、どうしたら社会教育団体になっていただけるかということを考えながら、そういった相談にも随時対応していきたいとは考えております。以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○小林委員 恐らく、社会教育の定義というか、それがよくわからないところが多かったのだと思います。書類の中に社会教育に貢献するような書き方をしていれば認められるけれども、それがうまく表現できないところもあったのじゃないかなと思うのです。

それから、今まで多分、曖昧に認定してきちゃったというのは、白井で文化都市宣言もしています

から、文化を発展させるという意味でいろいろな団体を援助しようという気持ちがあったからだと思うのですが、その誤解によって、文化活動そのものが一生懸命やっているのに認めてくれないみたいな、そういう誤解を受けると困ると思うのです。

だから、その辺のところは、つまり文化の発展というか、そういうことと社会教育との接点というか、そういうところでの、それは認識した上で説明会を行ったのでしょうか。

○石戸生涯学習課長 今までの社会教育関係団体としての認定と今回の認定を変えました。あくまでも、社会教育法にのっとった社会教育関係団体を今後認めていこうということで、その辺で大きく変わったのは、教育というところに関するところですね。教育するということなのですが、生涯学習の中では、社会教育というか、学びを提供する側と、それから、学ぶ側の二つの側があって初めて成り立ちます。

今いろいろな人がいろいろなことを学んで、なおかつ、いろいろな趣味もどんどん、どんどん広がったりしていますので、学習内容も多様化したり広がっています。その意味では、いろいろな人がいろいろなことを学びたい、いろいろなところで問い合わせたいというのがあるのですが、逆に、社会教育のほう、学びの提供をする側というのが全然広がっていない状態になっています。そこを広げたいという目的があって、今回、社会教育法にのっとった団体ということとしました。今までは曖昧にしてきたところがありましたし、その辺はわかりにくいということだったと思います。ただ、今までのことがありますから、これは簡単に説明してもわかるものではないと思いますので、継続的に社会教育団体がどういうことなのか、そういったことを知ってもらいたいと思います。

その意味では、今回、社会教育関係団体に認定いたしますと、その団体をホームページとかで紹介したりしますので、どんなことをするのか社会教育活動なのかということもわかってくるとと思います。そういったことでPRもしていこうと思いますし、社会教育関係団体がふえていくということが、いろいろな市民の方がいろいろな機会を、チャンスを受けられることになりますので、公益性がふえますので、そういった意味では、一つでも社会教育団体がふえるように、その動機づけも考えながら努力していきたいと思っております。以上でございます。

○小林委員 自分たちの趣味を発展させるということも、今はサロン活動も求められていますから、大切なことだと思うのです。その中で今、社会教育の観点からということで、白井には大学、普通の大学はなくて、市民大学ぐらいしかないのです、普通のセンターでも、そのように大学のかわりになるような、自分たちがやっていることを教えていく、たくさん学んでもらうという、そういうような視点を入れるということは、私は非常にいいことだと思うのです。

ですから、そういう視点というか、学ぶところが白井にたくさん出てくる。そのために社会教育団体が活躍してほしいというか、そういう説明の仕方もあると思います。

それはそれで、もう一つですが、行財政改革というか、その観点もあると思うのです。各団体も今、社会教育団体数の半減とか、そういうことがありましたけれども、減免がなくても自分たちが元気に活動するというか、そういう視点も必要だと思うのです。

その場合に、例えば社会福祉関係なんかの場合には、大体補助金でやっているところが多いと思うのですが、でも、最近は自主財源を持ちなさいと言われていたところもあるのです。

そうしますと、そこで実際、例えば、私は地域社会福祉に関係しているので、そういうところの場合は、みんなボランティアでやっているわけです。ほとんど全くボランティアで。補助金で、その活

動をしている。それを自主財源を持ちなさいといっても、なかなか、どうなのだろうと。普通の文化団体の場合には会費があって、会費をもとにやっていると思うのです。

自主財源を持つということは必要だと私は思うのですけれども、そういう自主財源をどのように持つような方向があるのかという、そういうアドバイスもしていったら、減免にこだわらず自分たちがもっと元気に活動できるのじゃないかなと。普通の一般の例えば、センターとか借りる場合には、皆さんのためにやるのだから、1,000円以内とか、それ以上の料金はだめだよというようなことを言われると思うのですけれども、小さな団体が活動するには資金も要るので、そこのところを何か、そういう面でもいいアドバイスをしていくと、社会教育団体に認定されなくても、文化団体として元気にやっていけるとお思いますので、我々一般市民も、市だけに頼っている時代じゃなくなっているとお思いますので。それぞれが活動できる自主財源をつくるようなためのアドバイスというか、こういうことはできますよとか、そんなことも考えていったらいいのじゃないかとお思いますけれども、どうでしょうか。

○石戸生涯学習課長 それができることになるとお思います。また、社会教育関係団体は、詳しく言いますと、基本的に公の支配に属さない団体ということになりますので、組織的にも財政的にも自立している団体ということなので、補助金がなきゃいけないとかそういう団体ではないのですけれども、ただ、そういった財源のとり方とか、そういうのを工夫している団体というのは、民間でもたくさんありますので、行政以上にそういうことをよく知っている人たちに、もしかしたら、結構、市の中にもいたりするのです。そういった人たちも見つけながら、いろいろなアイデアを考えながら提供できればとお思います。

○小林委員 以上です。

○齊藤委員 ありがとうございます。

ほかにご質問ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 ないようですので、これで委員質疑については終わりにしたいと思います。

非公開案件 報告第1号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

以上で、本日の議決事項及び報告事項に係る議事については終了いたしましたので、これ以降の進行については、井上教育長をお願いいたします。

それでは、井上教育長お願いします。

○井上教育長 齊藤委員には、議事の進行をありがとうございました。

ここからは、私のほうで進行を行います。

○その他

○井上教育長 それでは、9のその他に入ります。

その他で何かありましたら、お願いします。

○石田文化センター長 お手元に、平成31年度白井市立図書館利用者アンケート結果というものを配付させていただいております。

こちら図書館の開館時間、貸出冊数、貸出期間の試行についての意見・要望を収集するというところで、今後の図書館の運営に役立てるという目的で検討を、現在、火曜日を夜間延長、7時までということで試行的にやらせていただいています、その関係での利用者アンケートを行っています。

その結果がまとまりまして、アンケートの回答者から、いつになったら結果が出るのだというようなことの要望がありましたので、先んじてご報告させていただいて、インターネット等での公開というのをまずさせていただくと。

それと、図書館協議会について審議に利用していただくということで、こちらのほうにも資料として配付するというような形で今回、報告することでやらさせていただきました。

実施期間としては、平成31年の4月9日から4月28日までをアンケートの期間とさせていただいて、配布としては1,000枚、回収が702件、うちメール回答2件ということでの結果になっております。

「図書館を利用する際に重視することは何ですか？」というようなことに対する回答で、「資料の充実」部分が約70%ということでした。

それから、夜間開館ですが、火曜日の実施について「適当である」というのが53.6%の回答がありました。そのような内容を結果として、今後、夜間開館は現状でいくのか、やめるのかを含めて、協議会等で審議いただきながら、結果として求めていくような形になると思いますので、その参考資料として提示させていただいています。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

これについて、何かありますでしょうか。

これですけれども、7の報告事項として報告していただいたほうがよかったかなと私は思いますけれども、どうですか。

○石田文化センター長 この後、図書館協議会でさらに詳しい内容とかを報告しまして、その中で今後の図書館のあり方とか、その辺の部分の審議を行っていただいているということでの資料として、まず市民にアンケート結果の報告という部分をしたので、教育委員さん方に結果を先にお見せするというような形で今回、その他の報告ということでさせていただいたところです。

○井上教育長 図書館協議会に、正式には最初にしたいということですね。

○石田文化センター長 そうです。

○井上教育長 わかりました。

これについて、ほかにいかがでしょうか。

○高倉委員 関連して、去年いただいたこの年報によると、協議会2回やってらっしゃって、今年も2回のご予定ですか。

追加で。時期というか、このアンケートを受けて、今年度中に見直しの案が出てくるような、タイムスケジュールとしては、そういう日程でお考えですか、協議会に関しては。

○石田文化センター長 予定としましては、今年度中に図書館協議会である程度、方向性を出していただいて進めていくというような予定で、このアンケート結果を参考にするという部分でございます。

開催はたしか2回から3回、2回は確実にございます。

○高倉委員 これ予算も絡むことなので、次年度予算には間に合わないのでは、今年度中につくって、次年度正式に決めて、減らしたりふやしたりとか、人件費が絡むところというのを予算としては2年

後という、そのぐらいのイメージでしょうか。

○石田文化センター長 まず、図書館のあり方について、図書館協議会のほうでもんでいただいて、その結果を市の行政経営戦略会議にかけて方向性を出していくという形になるかと思っておりますので、まずは今年度、あり方についての、昨年から進めていまして、その資料集めであったり、そういう結果をもって今後の方向性というのを今年度決めて、ある程度、予算の部分でも反映させていくというようなことになるとは思いますが。

○高倉委員 そうすると、次年度予算から反映させるぐらいの予定ということによろしいですか。

○石田文化センター長 予算への反映について、協議会の中でどのような意見が出てきて、図書館のあり方についての方向性というものが決まった時点では、予算に間に合えばやっていくというような形にはなるかと思っておりますが、まだ協議会そのものも今年度スタートしていませんので、現時点では何ともいえないところです。

○井上教育長 この件に関して、ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 その他について。

○板橋教育総務課長 白井市教育委員会の各課の行事予定についてご連絡します。

最後の資料にあったと思っておりますので、ごらんください。

教育総務課です。7月2日、本日、定例教育委員会議がありました。11日には議会が閉会しまして、7月25日、10時からですけれども、総合教育会議がございます。午後からは臨時教育委員会議がございます。8月は、6日が定例教育委員会議となっております。

学校政策課です。2日、この後ですけれども、教科用図書研修会がございます。場所はここがございます。5日金曜日、第2回印教連教科書採択協議会がございます。25日は教科用図書研修会があります。

教育支援課は、8月15日に、白井市青少年海外派遣団出発式、18時、成田空港です。

生涯学習課です。7月6日から印旛郡市市民体育大会が開催します。15日まででございます。8月、18日白井杯ミニバス大会が桜台小学校でございます。

文化センターです。7月13日、千葉県警察音楽隊コンサート、26日金曜日から、なつやすみおはなしウィークが29日までございます。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

今後の日程についてでございますが、これについて何かございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 また、何かありましたら、後ほどでもおっしゃってください。

それでは、そのほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、以上をもちまして本日の会議を終了といたします。

次回は7月25日火曜日、午後2時、臨時会ということをご予定しております。これにつきましては、

教科書採択の件 1 本で行いたいと思いますので、最初から非公開ということで、この会議は全て非公開としたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。お疲れさまでございました。

午後 3 時 3 5 分 閉 会